



訪問医療等訪問時における安全対策

● 110番通報

1 緊急の時の対応

- ・危険を感じる場面は、**110番**へ通報
- ・相手から距離を取り、屋外に避難し落ち着いて通報

2 通報の具体例（危険を感じる場面）

- ▶暴力を受けた・受けそうだ、相手が暴れて手におえない
- ▶身に不安を感じるような暴言を申し向けられた
- ▶刃物等凶器になる物が無造作に放置してある



警察への相談は
110番ではなく
「#9110」へ

県警HP

メールフォーム



● 警察安全相談

- ・緊急性のないご相談、通報、情報提供、要望に対応
- ・**24時間受付**（土日祝日・夜間は当直対応）

1 相談先

①けいさつ総合相談センター

- ・電話 **#9110**（携帯電話からも利用可）
※ダイヤル回線及び一部のIP電話からは、
相談専用電話 **048-822-9110**

②警察署 警察安全相談室

電話 **各警察署代表電話**

- ・電話、面談どちらでも対応（来署の場合、予め警察署代表電話へ連絡）
※急がない場合、平日8時30分から17時15分

2 警察安全相談の具体例（相談・通報・情報提供）

- ▶暴れる利用者がいるがどう対応したらよいか
- ▶利用者からの暴力、ハラスメント、今後の対応について相談したい
- ▶先日利用者から暴力的な言葉で脅された、被害届を出したいなど

3 警察安全相談後の対応（不安の解消、犯罪の未然防止）

- ▶相談者に対する防犯指導・助言、相手に対する警告・注意
- ▶パトロール要望の受理、適切な機関の紹介
- ▶被害届の受理、事件化

4 訪問前の心構え

- ▶不安のある家庭への訪問は、複数で対応
- ▶不測の事態に備えた連絡方法を検討



● メンタルヘルス相談

○県立精神保健福祉センター

- ▶埼玉県こころの電話（平日9時～17時）電話：**048-723-1447**
- ▶精神保健福祉相談（平日9時～17時）電話：**048-723-6811**（来所相談予約）
※住所地を管轄する**保健所等**でも相談を受け付けています。